

イベント開催にかかる手続きについて

令和3年11月25日

イベント開催については、「広島県におけるイベントの開催条件について」によることとし、次のとおり手続きを行うこと。

■ 参加人数要件で開催するイベント

①感染防止対策実施の公表，感染対策の実施，イベント開催

- ・様式1「イベント開催時のチェックリスト」を作成し，HP等で公表してください。
- ・チェックリストに基づき，感染対策を講じた上で，イベントを開催してください。
- ・「イベント開催時のチェックリスト」は，イベント終了日から1年間保管してください。

②結果報告

- ・イベント終了後は，様式2「イベント結果報告フォーム」を作成し，保管してください。
- ・なお，クラスター発生や感染防止策の不徹底等が発生した場合には，直ちに県に連絡し，提出してください。

■ 参加人数要件を緩和して行うイベント

①感染防止安全計画の策定・県へ提出

- ・イベント開催の2週間前までを目安に，様式3「感染防止安全計画」を策定し，県に提出のうえ，確認を受けてください。策定にあたっては，必要に応じて専門家のアドバイスをを受けてください。
- ・イベントの概要資料等を添付してください。

②県で感染防止安全計画を確認

- ・内容について，県の担当者から電話でお聞きすることがあります。
- ・確認が終わったら，県の記入が加わった感染防止安全計画を返信します。

③対策の実施，イベント開催

- ・県から「感染防止安全計画」の返信があったら，必要な対策を実施し，イベントを開催してください。

④結果報告資料の作成，提出

- ・イベント終了後，1か月以内を目途に，様式2「イベント結果報告フォーム」を県に提出してください。なお，クラスター発生や感染防止策の不徹底等が発生した場合には，直ちに県に連絡し，提出してください。

※感染防止安全計画提出後からイベント開催までの間に，緊急事態措置やまん延防止等重点措置を実施する旨の公示に備え，原則，①の感染防止安全計画の策定時には，緊急事態措置等の目安（10,000人等）を超える入場者に対するワクチン・検査パッケージ制度の適用の記載をお願いします。ただし，公示後に追記することも可能です。

■ 提出先

広島県 健康福祉局 新型コロナウイルス感染症対策担当 総合対策第1グループ

電 話 082-513-2846

メール covid19taisaku@pref.hiroshima.lg.jp

「広島コロナお知らせ QR」について

施設に掲示されている QR コードをスマートフォンなどで読み取り、メールアドレスを登録した利用者に対して、感染者と同じ時間帯に同じ施設を利用したことが確認された場合に、感染者と接触した可能性があることをお知らせし、PCR 検査に誘導します。

特にイベントでは、チケット・パンフレット等に添付した QR を事前に来場者に読み取ってもらう、また、入場の際のチケット確認と合わせて QR を読み取ってもらうなど、開催方法に合わせて、広く利用されています。

感染者が確認された際に、迅速に参加者を把握し、感染拡大防止に繋げるために、ぜひ活用してください。

※感染者が確認された場合に QR 読み取り者へ通知するメールには、イベント名・利用日時は記載しません。

※QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

■QR の取得方法

広島県 HP「広島コロナお知らせ QR」内【事業者のみなさまの手順】より電子申請してください。

URL：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/ncov-qr.html>, 又はQR の読み取り



■問合せ先

(QR の取得方法)

広島コロナお知らせ QR サポートセンター 電話 082-513-2845 (平日 8 時 30 分～17 時 00 分)

(その他)

広島県健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当 情報分析担当 電話 082-513-2844